

明治十五年名古屋監獄署における行刑状況 (二一・完)

——「愛知新聞」掲載白井菊也「牢獄土産」を主たる手がかりとして——

田中 亜紀子

目次

- 一、はじめに
- 二、愛知県下における明治初期の監獄行政の展開
 - (一) 明治初期(明治一〇年代まで)の監獄制度
 - (二) 愛知県における監獄行政の展開
- 三、「愛知新聞」前編集長白井菊也による官吏侮辱事件
 - (一) 新聞社および雑誌社への弾圧
 - (二) 白井菊也による官吏侮辱事件
- 四、白井菊也の監獄体験
 - (一) 「牢獄土産」① 未決監へ(以上『法経論叢』二九巻二号)
 - (二) 「牢獄土産」② 既決監へ(以下本号)
 - (三) 「牢獄土産」③ 外役および内役
 - (四) 「牢獄土産」④ 白井による監獄の状況説明
 - (五) 「牢獄土産」⑤ 出獄
- 五、おわりに——明治初期監獄行政における試行錯誤と明治二十二年改正監獄則への影響——

(二) 「牢獄土産」② 既決監へ

満三日の未決監を経て、白井は既決監へ移動した。未決監から既決監への移動は、同じ名古屋監獄署内の移動であることもあり、特に問題もなく行われた模様である。

既に已決監獄署の柵内に到れば押丁ハ繩を解き此処に暫く待たしめて何れへか去り往きぬ余ハ悄然として佇立し居たりしに押丁来りて余か姓名を呼び白洲に入らしむ書記来りて余が住所職業姓名年齢等を問ひ之を帳簿に書留めて退く少時過ぐると副典獄来りて余が罪科の已決せし旨を申渡し次に書記をして監獄規則を読ミ聞かざる之よりして余も国家の罪人たることに確定せしを以て自己所持の衣類等ハ悉く官に預り例の柿色なる袷一枚襦袢二枚絆天一枚股引一ツ越中犢鼻褌三尺帯手拭等の諸品を渡し蒲団に笠を負はせて已決監へ赴かしむ時既に正午を過ぎ殆んど一時に程近ければ炊夫来りて中食せしむ飯ハ矢張り麦飯なれど未決監と異なる所ハモツソウ飯に非らずして小櫃へ納れたるなり¹⁾

既決監への入監に際しては、押丁が本人を前に住所職業姓名年齢などの本人確認を行った上で帳簿に記入し、副典獄が上告期間が経過したことにより白井の判決が確定したことを告げ、書記が監獄規則を読み聞かせるといふ一連の入監手続きが行われた。この手続きは明治十四年改正監獄則（明治五年監獄則は、明治十四年、明治二十二年及び明治三十三年に改正されているが、本論文で取り上げる「牢獄土産」は明治十五年の記録であることから、以下、「改正監獄則」とのみ表記するものは、明治十四年改正監獄則指す。）第六条以下の規定による本人確認、収容者名簿への記帳事務、処刑宣告書等の文章の査読、そして監獄内の遵守事項の説明であると考えられる。その後、自分の所持品を預け、監獄内で用いる衣服類から布団一式を渡されて既決監へ向かった白井は、昼食時をとった。

食事終れば押丁来りて余を藁工場へ連れ行き藁を与へて繩をナハしむ余ハ是迄繩杯をナイシこととて非らざるに生藁を打きて繩をナへと命せしにハ殆んど困却せしか同囚中未だ一面の識とてハなければども余を手招きして呼ぶ者ありたれば余ハ先づ其処に到りしに如何なる慈悲深き囚人にや余を其側らに置き徐かに言ふ様お前でハトテモ繩ハナへまじ此処にて徐々藁を打て拙者か手伝ひをなし呉れる■（筆者注・字つぶれにより判読不可。以下の■も同様。）とて瞬時に繩一把（五十尋）をナイ呉れたれば当日ハ之を持って御役人の前に出したるを以て先づ無事に役も勤まりしか若し斯る慈善者なくは定めし非常の困難なることにありしならん^②

昼食後、藁工場へ連れて行かれた白井は、繩を縛う作業を与えられた。懲役として与えられる作業に関しては、「定役二服スル者ノ作業ハ刑名ニ因テ之ヲ斟酌シ毎囚一日ノ科程ヲ定メテ服役セシム」と規定されており、白井に対しても、「重禁錮一月」という刑名を考慮した作業が与えられるはずであったが、既決監へ移動した初日の午後という中途半端な時期であったためか、特に作業について検討が行われることもなく藁工場へ連れて行かれた模様である。繩を縛うことは、農業に従事した経験のある者にとっては楽な作業であったかもしれないが、農家の出身ではなく、また、ジャーナリストである白井には初めての体験であり、困惑していたところ、別の囚人が手助けを申し出て救われている。このエピソードからは、当該囚人が偶々優しい人であったこと以外に、刑務作業としての繩緲いに対してノルマが存在しないか、存在してもそれほど厳しくなかったこと、また、作業中の私語が咎められていなかったことをうかがわせる。

さて午後三時を報すれば一同役場を仕舞ひ監に帰る余も同囚の後に付き監の庭内に到れば押丁来りて余を第十九房に入らしむ監に入れば時既に晩餐（三時卅分か晩餐の時）の最中なるを以て頭脇並■繕番ハ余に食事せよとメニコ（小櫃）に麦飯と盛りゴロンボ（小桶）に汁を入れ飯に大根漬二切を載せて与ふ余ハ之を喰ハんとせしに麦飯ハ咽喉を刺傷し汁ハ小桶の儘吸ふことゆへ喰ひ悪くて殆んど困却せしが他の囚人ハ既に食事を終りしを以て余ハ差して腹か隙かされば食事を止めたり頭脇ハ余に向ひ若し喰へすは

又後に喰へ其迄ハ已れか預り置き呉れんと云ひしか余ハ復た喰■の心なければ如何様にか片附呉れよと頼ミしに頭脇ハ直に之を承知して已れのゴロンボへ余が喰ひ残せし飯と汁とを一所に入れ仕舞ひ置き余かゴロンボを■茶にて洗ひ棚の上へ片付け呉れたり食事終れば各々房を出て或ひハ入湯或ひハ散歩に随意たるを以て余も供に出でしか数百名の赤衣の囚人ハ所在に充滿せり⁽⁴⁾

監獄内で提供される食糧については、明治五年監獄則と改正監獄則以降では大きな違いがあることを重松氏は指摘している。重松氏の指摘によれば、明治五年監獄則においては官給主義を示しているが、形式内容ともに旧幕時代のものを踏襲したものであったことに対して、改正監獄則以降は、従事する作業の強弱により分けていること、また、米・麦混合率を四分六として混炊している点が大きく異なるとされている⁽⁵⁾。しかし、明治十五年の名古屋刑務所においては麦飯が出されていたことを白井が記していることから、改正監獄則が全国において徹底して行われていたわけではなく、各地域の状況に応じて施行せざるを得ない状況にあったことが推測される。ただ、この点については白井自らが後で改正監獄則によりこれまでの米飯から麦飯に変わったと述べており、条文内容との齟齬が生じている。また、食事後しばらくの時間は入浴・散歩は自由であると言われた白井が、散歩に出て数百名の赤衣の囚人〓懲役囚を目撃していることから、当時の懲役囚の行動に対する制約はそれほど厳しいものではなかったことがうかがわれる。

頓に午後四時五十分ともなりし頃撃拆の声各所に響き渡りしかば数百の囚人一時に各自が房監の前へ駈集りて二行に整列せり各房の頭脇ハ已れが房内の人員を取調らへ担当の各看守押丁も馳せ来りて部下の囚人を静粛せしめて待ち居たる内再び撃拆の声起るや看守長来りて各囚人を点検す点検終りて四五分時も過くと撃拆の声又起る之を合図に担当の押丁は各房の囚人を一名宛房内へ呼入れらる各囚悉く房へ納るを待て押丁は房の入口へ外より大なる錠を下して去り行きぬ而して房内にては各囚人各自の蒲団を出して之を敷き寝仕度をぞ為したるが余ハ始めての新人なれば寝場所も未だ定らざりしを以て頭脇は余に寐ぬる場所を教へ呉れたれば余は其指図に随ひ坐を定めし囚人一同坐して牢頭に向ひ当日の疲労を慰め次に同囚相互に其日の労を慰め礼式畢るや頭脇は牢頭に請ふて一同自由に起臥することを許す然れども余は新入のことゆへ牢頭の前へ呼出され住所姓名及び犯罪を問ひ次に頭脇より房則を咄し聞かせしかお前には丁寧に話さずとも一応言へば訳は分るならんとて至て簡略に話し呉れ其れより雪隠へ連れ行きて大便小便の仕方をまで教へ呉れ先づ之れにてあらまし用も終り臥床へ就きしに同囚続々来りて余か犯罪やら住所やら喋々尋ぬるゆへ実は心中五月蠅く思ひたれども何分此に在りてハ彼等の世話にならずば日ハ送れぬと考へ程能く其返答を為し置きたり頓て午後十時頃ともなりし頃話しに來りし同囚も散じて各臥床に帰り眠りに就きたれば余も又た眠りに就かんとせしが蒲団ハ柿色の薄きものにて枕とてハなく絆天と襦袢を脱きて枕とし衾を寝衣として臥たるか

蒲団ハ一枚のことゆへ之れを柏餅の如く二ツ折りにせしが右を向ければ左が出て左か向ければ右が出て殆んど困難の至りにて加ふるに房には火気とて素よりあらざれば薄く暗且つ四辺に寝る者ハ或ハ窃盗犯或ひハ強盗犯の者なりと思へば何処やら心持悪くて安気に眠り得ざりしが夜も深々と更け渉り寒氣ハ凜々として肌膚を侵し臥床は雪隠へ程近ければ嗅氣鼻を打ちて吐氣を催せしが之れぞ此世の地獄と諦め心を静めて眠りに就きける⁶⁾

房監に入る合図があると、囚人はそれぞれ自分の房監の前に整列して看守長の点検を受け、その後、房監担当の押丁の指示に従って一人一人房監へ入り、全員の入監を待つて外から鍵がかけられた。この手続きにおいて注目すべきは「各房の頭脇ハ己れが房内の人員を取調らへ」とあるように、監獄職員の前に囚人側の世話役が点検作業の準備を行つてゐることである。職員が立ち去つたあとの房監は、就寝前には、「牢頭に向ひ当日の疲労を慰め次に同囚相互に其日の労を慰め礼式畢るや頭脇は牢頭に請ふて一同自由に起臥することを許す」というように、牢頭ならびに頭脇によつて統率されており、白井は新入りの囚人が受ける手続きとして、既決監への移送時よりは簡略化したものではあるが、牢頭から住所氏名ならびに犯罪を問われた後、頭脇より房監に関する規則の説明を受けている。また、白井は就寝前に同房の人々から犯罪や住所などについて何度も問われて閉口したことを述べているが、この点は、囚人同士の交流に対する規制が厳しくなかつたこと、そして、このように雑居房における囚人同士の交流が存在して

いたことは、後の監獄改良運動の中で未成年犯罪者の処遇改善を唱へる際に指摘された「犯罪の学校化」を生じさせる余地があつたことをうかがわせるものである。既決監において新入りとして白井の寢床は便所に近かつたことから、白井は糞便の臭氣と、与えられた寢具では防げない寒さ、そして様々な犯罪を行つた者と同房であることから来る不安感に襲われながらも既決監の最初の一夜を過ごした。

兎も角も一旦ハ眠りに就きし者の未だ臥し慣れぬ板椽に蒲団一枚を被て寝ねしことなれば何処やら心持悪しく且つ房中ハ自由に風の吹通すことなれば夜の更くるに随ひ寒氣肌膚を冒して碌々安眠することも出来ざるより眼を醒して情々方今の時事を思へば忽ち胃宇鬱塞して憤慨止むこと能はざりしが又顧て思ふ様斯る別社界に在りながら若しも時事を憂ふるの余り神心を勞し身体を疲らすことのあらば唯さへ堪へぬ苦役なるに猶ほも一層の艱苦を増すことならんと考へ身体を安全にこそ肝要なりと決心し其より時事を毫しも心に介まぬこととなし再び眠りに就きたり頓て午前五時とも思しき頃ツメ番ハ一同を呼び起して便所へ往かしむ東天將さに明けんとする際ツメ番ハ一同に大小便を禁じ便所の掃除を為す中に夜も追々と明渡るに従一同起出て赤襦袢と半天を着し股引をはき夜具を片附け其れより房内の掃除を為し畢て坐し居る内漸く隣席の者の顔も僅かに見別くるに到る頃伝告者即ち房長も起きて座に就くを以て此時一同晨起の礼を為す其より間もなく押丁来りて房の口を開け一人宛呼出すに応じ各出で、井戸端に往き

手水を仕ひ神仏を拝して又房に入り円坐し膳番の飯と汁とを分配し呉る、を待て一同互ひに一礼して食事に就く余も追々麦飯にも慣れ差して困苦にも思はざるに至れり而して汁及び大根漬ハ頗る美味にして普通の賤民が常用よりハ遙かに勝るならんと思はる

ジャーナリストであった白井は、寢床において時事問題に対して憤慨したりするものの、収監中は身体の管理が重要であることから、神経をすり減らして体調を崩すことの無いよう、監獄内で時事問題について考えることは控えることを決意して眠りについた。翌朝五時、便所担当者によって房内の者は起こされ、着替え、夜具の片づけならびに房内の掃除を行ってから、房内の者を監督する伝告者の起床を待った。この伝告者、そして懲役作業に関連して登場する誘工者は、前近代的な監獄運営を克服するために明治当初に廃止されたものの、監獄運営上都合が良いことから改正監獄則によって復活した役付囚であり、明治前期の監獄行政が前近代の克服と近代化、そして実情に合致した制度の復活との間で揺れ動いていたことを示す一例である。伝告者の指示によって朝の礼拝が終了した頃、監獄職員である押丁がやってきて、一人一人を房外に呼び出して洗顔および神仏の礼拝を行わせ、その後、房内に戻り一同で朝食をとるという一連の朝の作業が行われた。

（三）「牢獄土産」③ 外役および内役

既決監移送の翌日から、白井の本格的な懲役作業が始まった。

食事了るや各囚何れも食器を片附房を出て、就役の用意を為せり余ハ始めてのこと故如何なる役に服するにやと尋ぬれば誘工者（役の頭）ハ余に向ひお前ハ外役の籍なれば其心得で居れと云ふ間もなく押丁来りて余に鍵鎖を穿さしむ余ハ余り忍残なる役にぞ服せしむる者哉と心窃かに怒りたれとも如何とも詮術なければ胸を抑へて同囚に伴ハれ門に至れば押丁ハ各囚を裸体にして一々衣服を検査し而して出門せしむ其れより看守押丁ハ囚徒を引率して中下なる某家に連れ行き此役ハ饅飴粉を牽く所なり余ハ幼より文墨に従事して労役等を為せしことなく加ふる当時脚氣病を患へて歩行も頗る困難なりしかば如何でか斯る強壯なる囚徒と同一の労働を為し得べけんや然るに誘工者の残忍なる余が身体を察せずし唯働させ鈍きを怒り或ハ殴打し或ハ蹴倒し搦して云ふ様手前ハ爰を何と思ふや爰ハ懲役場とて役に懲す所なるぞ役の爲めにハ打殺しても構ハぬぞ手前の如く手弱き者ハ到底満足の身を以て出獄ハ出来まい杯云ふゆへ余り残酷のことかなと思へども怒を抑へ落る涙を拭ふて終日労役に服したり⁸⁾

朝食後、白井は作業を分配する誘工者に外役につくことを告げられる。監獄外の作業に従事する外役を割り当てられた者は、出かける前に鍵鎖を付けさせられ裸体にされて衣服検査を受ける。既に述べた通り、当時においては短期懲役刑の受刑者は、民間で労働力を求める者へと貸し渡されることになっており、白井達は饅飴粉を牽くことを命じられた。これに対して白井は、もともと文筆業に従事しており、脚

気を患っていたことから、他の者と同様の労働を行うことは難しいという感想を抱いている。また、作業中、白井は働き方が不十分であるとして、誘工者に殴る蹴るの暴行を受けるとともに、「手前ハ爰を何と思ふや爰ハ懲役場とて役に懲す所なるぞ役の為にハ打殺しても構ハぬぞ手前の如く手弱き者ハ到底満足の身を以て出獄ハ出来まい」(お前はここを何と思うのか。ここは懲役場であり労働によって対象者を懲らしめる場所であるぞ。労働のためには対象者を打ち殺しても構わないのだぞ。お前のような弱そうな者は五体満足のままで出獄はできないだろう。)という暴言を吐かれている。明治五年監獄則はその冒頭に「獄トハ何ソ罪人ヲ禁鎖シテ懲戒セシムル所以ナリ 獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ヲ痛苦スル者ニ非ス」⁹⁾と述べ、懲役刑の目的に関しては後の教育刑を思わせるような説明が行われているが、行刑の現場においては未だ監獄則の趣旨が十分に浸透していなかった、あるいは役付囚には行刑の理念は十分に伝えられていなかったことが、白井が受けた誘工者による囚徒への暴行行為から判明するとともに、囚人をして囚人の管理にあらせることの限界を示すものであると考えられる。

嗚呼余ハ操觚者なれば輿論を發表し若くハ代表するハ素より其任なれば即ち輿論を代表せしに誤て身ハ法律の罪人となり斯る辛苦を嘗むに至れり左れども余が精神ハ苛役の為に弱する者に非らず況んや余ハ唯輿論の在る所を代表せしことなれば仮令ひ法律余が生命を奪ふあるも此心ハ即ち三千万同胞の志なれば此志ハ決

して奪ふ能ハざるべし然るに余が罪を懲すに當事犯なる強盜窃盜と等しく労役に服す余ハ操觚者を罰する如此ハ果して其当を得たるや否を知るざるなり¹⁰⁾

先に述べた通り、改正監獄則によれば、懲役の作業内容は刑名が考慮されることになっていったが、罪名はその対象ではなかった。これに対して、ジャーナリストであり、筆禍により懲役刑となった白井は、彼にとつては過酷な肉体労働によって自分の精神が弱化する事はないと強がり言いながらも、強盜犯や窃盜犯と同様の作業で良いのだろうか、筆禍によって処罰を受けるのであればそれに相応しい作業があるのではないかという問題提起を行っている。

役ハ一日に若干と定限あれば此の定限丈の仕事をして終れば当日の役ハ済む事なるを以て各出精して役に服し大概午後二時半頃にハ役を終ふ其より帰途に上りて監獄署の門迄来れば押丁門を開きて囚徒を入れ例の如く又た裸体になして衣類を改め然る後整列場にて整列の式を行ひ鏈鎖を外づして各房に入る房に帰れば先づ被告者誘工者等に一礼し次に同囚に一礼し而して後始めて着衣を被ることを得るなり彼是する内已に三時半ともなれば晚餐を喫す食事了りて入浴するを例とすれども又食事前に入浴する者も鮮ならず浴場は二ヶ所ありて何れも九尺■一間巾位なり左れども平日ハ一ヶ所の浴場にて十日目毎に一日二ヶ所の湯を立つる事なれば概ね一浴場にて七百名も入湯することなれば其混雑と不潔なるこ

とハ実に驚くに堪へたり¹¹¹

外役においては、作業は時間単位で課されるものではなく、ある程度の作業量をこなせばその日の作業は終了することになっていたため、白井達は午後二時半頃には作業を終了して名古屋監獄署に戻ったが、監房に入るに際しては、監獄署を出る時と同様に裸体で衣服検査が行われ、整列した上でようやく鍵鎖が外された。鍵鎖の使用は、当時、移送中および外役中の逃亡が多かったことから、逃亡防止という意味において必要性があり、裸体にして衣服検査を行うことは、監獄外での物品の授受等を禁止し、監獄内の秩序を維持する意味において必要性があったものと考えられる。なお、白井の記録によれば、着衣は監房において伝告者および誘工者などの役職者への挨拶、それ以外の者への挨拶を経て許された模様である。入浴に関しては、改正監獄則では「浴場ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一次十月ヨリ五月マテハ十日毎ニ一次トス¹¹²」と規定されていたが、白井の記述からは、当時の名古屋監獄署においては、十日毎に一度以上の入浴は可能であったことがうかがわれる。他方、入浴に対する制約が行われていなかったことの影響であろうか、一日に平均して七百名が利用していたため、混雑と不潔さに白井は驚いている。入浴が毎日可能であったという点は現在よりも恵まれているように思われるものの、衛生という点については問題が残る。

頓て午后五時となれば一同又た入房す（整列及び入房の手続き礼

式等ハ前に記せしを以て略す）夫より常式の礼も畢りて臥床に就けハ僅かに身体を休息するの楽みなるも余ハ苦役の爲めに身体大に疲労し呼吸も稍々苦しければ他の囚徒の如く雑談もせず独り黙座して熟々思ふ様成る程如斯苦役に三十日も服せしことなれば某の謂ひし如く底到満足の身体にてハ決して娑婆へ帰ることも出来まじと思ひ種々勘考すれば悒鬱胃に迫りて禁せさりしが又毅然として思へらく余も他日此汚辱を雪き斯の憂苦を慰むるの期あらんと倍々氣力を慥かに持ち居たりしが此時不図思ひ出せしハ彼の压制なる魯国政府が人民を苦しめ囚徒を困らしむること頗る烈しきを見て烈婦ベラサスリウリツチガシントベトルスポルグ府の警視長官を狙撃せしことなり今其次第を略説せん此ベラサスリウリツチハ革命黨員の頻りに無辜の罪囚となり囹圄に繋かれ残酷の取扱ひを受くるを見て大に憤怒の念ひに堪へず何とかして此獄裡の惨情を世人に知らしめ輿論を喚起せんものと思ひしに之れとて妙案もなかりしが若し警視長官を撃殺せば必らずや世人其の由を訪はん左すれば妾が此の挙に及びしハ全く獄裡の惨情を衆に知らしめ無辜の囚徒を救はんとの熱心に基きしことを満天下の人士悉く之れを知るに到らんとて企てしこと之なり余ハ今斯る惨苦に逢ひしに非らず又監獄則も能く整備し看守押丁等も其人を得たりと信ずれば毫も憾むる所なく魯国の囚獄とハ大に異なれども罪囚なる誘工者等が監獄則をも知らずして残酷なる所行を為すを憾むるなり余が如きハ敢て惜むに足らざれども近年操觚者の日に月に法律に触れて囹圄に繋がる、者多きが此等の士ハ何れも国家を愛し

國民を思ふの情厚きより爰に至る者にて決して一人一己の利の爲めに罪を犯せし者に非らざるに此誠忠なる諸氏が囹圄に繋かれて労役に服し竟に身体を害ふに至るかと思へハ潜然として落涙に堪へざるなり¹³⁾

外役初日の疲労から、白井は寢床で誘工者に五体満足では出獄できないと言われたことを思い出して落ち込み、帝政ロシアにおいて逮捕・投獄された革命黨員が悲惨な境遇にあることを多くの人に知ってもらうために警視長官を狙撃した女性がいたことに思いを馳せ、その状況と比べれば改正監獄則も施行され、職員の点でも整備されつつある日本において自分が置かれた状況はまだ良い方だと考えていた。しかしながら、昼間に白井に暴行した誘工者が未だ監獄則を熟知していないこと、そして、特に白井自身を含む、国を思う気持ちから筆禍に遭う者が懲役によつて身体を害するに至ることを嘆いている。この中で特に注目すべきは、既に述べたように、西欧諸国における監獄制度の影響を受けた改正監獄則はこの前年に公布されていたものの、同法の内容が監獄職員、そしてその助手のような役割を担っていた役付き囚人にまでは十分に浸透していなかった様子がかがわれる点である。監獄行政に関しては明治二十年代を通じて監獄改良運動が行われることになり、明治十年代においては改正監獄則施行に伴う問題、そして監獄行政の指針をめぐる混乱が生じていたが、白井の叙述は特に前者に関するものであった。

余は強役に服せしことは此日が始めてのことなれば当夜は身体大に痛ミて碌に安眠することも出来ず唯寒威と痛苦を忍んで一夜を明かせり余は入檻以来多くの日子も経ざるに本日一身に受けたる痛苦は臍の尾を落せし以還未だ嘗てあらざる所の艱難に遭ひたり此艱難は唯たに余のミならず随分強剛なる農夫漁樵夫らしき男にても既決監に到りし三四日間は大に艱みて寧ろ死んだが増しならんと落涙して嘆息する者も多ければ余か如き未だ労役を取りしことなき身には其苦痛も最も甚しかりしを推すべし又中夜も漸く明け渡りたればグヅ／＼臥床に居ることハ叶はざれば痛む筋骨を撫て擦すりて身仕度をなし臥床を起出でたり然るに余は当時ペリベリー症を患へ病痾未だ癒へざるに斯る労役に服せしを以て心臓の脈度頓に烈しく随て呼吸も迫り頗る困難なれば一応医師の診断を受けたしとて其手順を踏ミて請求せしに外部に発現せしものに非らざれば容易に許るされずとのことにて余が望みハ半途にて挫けしを以て余も今は詮方なく斯るを天に任するに若かすと諦め例の如く外役に服せしが当日ハ同囚中□□□□□□□□(筆者注・氏名)と云ふものありて余が爲めに大に働らき呉れ独りして二人前を働らきて余をば唯服役の数には加ハへしにミにて少しも働かしめず前日とハ打て替つた仕向ゆへ余ハ狸諺に云ふ地獄で仏に遭ひし思ひを為したりき同人が仁慈に抛りて終日の役を苦もなく畢へたる其嬉れしきは今猶ほ記憶して忘るゝ能ハざるなり¹⁴⁾

外役のつらさについて、白井は「随分強剛なる農夫漁樵夫らしき男

にても既決監に到りし三四日間は大に艱みて寧ろ死んだが増しならんと落涙して嘆息する者も多ければ」と表現している。白井は脚氣（ペリペリー症）が完治しておらず、外役によって体調が悪化したという自覚があったことから医師の診断を希望するが、医師の診断を受けることが可能な事例は「外部に発現せしもの」に限定されるとして希望は拒否された。この点について、改正監獄則には、「在監人疾病ニ罹レハ病状ノ軽重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ医療セシム¹⁵」と規定されているが、実際には医師の診断を受ける事は容易ではなかった模様である。診断を受けることができなかった白井はなすすべもなく外役に向かうが、この日は白井の分まで作業を行ってくれるという同囚の厚意によって作業を軽減されている。同囚の厚意の背景には先に述べた様に一日の作業量が規定されていたこと、そして囚人たちが錠鎖によつて互いに繋がれているため、白井の様に与えられた作業を迅速に処理できない者がいた場合には繋がれている囚人全員に影響が及ぶことが考えられるが、このように作業の肩代わりが可能であったことは、作業において囚人間の力関係を反映してしまう可能性があったことが考えられる。

其より後二日間内役に服し又二日間外役に服せしが内役とてもまた強役なるを以て余には堪へられざりしが同囚中にも深く余を憫む者ありて初日の如く殴打蹴倒等の辛き目に逢ひし事なく成るべく手易き役をなせしめ且つ窃かに余に告ぐるに徐々間の抜けぬやうに手を動かし居れば己れが頓かて手伝だい遣るにとて色々手厚

くなし呉れたことは他の囚徒よりは大に幸福を得たり又聞く所に抛れば外役看守長も余か錠鎖に繋れて外役に出づるを憫ミ何とかして身体に相応する役に換へ呉れんとて大に尽力し呉れられたる由なるが其等の故にや誘工者伝告者等も余か強役に服するを深く勞はり呉れ又七日目のことなりし余か内役中にて強役に服し居ると余が同郡の者なりとて某伝告者か余の服役する場所へ来りお前は娑婆でハ威張りしならんか此処へ来てより己れが様子を見るに柔和にして能々人の言に背かぬゆへ明日からは軽役に繰り換へ呉れるから随分身体を大事にして就役せよとて立去り行きぬ余ハ始めて入房せし翌日非常の艱難に逢ひ且つ入房する者ハ何れも四五日間は大に苦しみて或ハ外役先より逃亡せんか又は寧ろ死ふかと思ひし程艱難なる場所なるを以て一月の禁錮は余か身に堪ゆるや否を恐れしに斯る恩人の続々出て遂には誰一人として余を苦しむる者なく如之す房内にても差したる役は充てかはずして遊はし呉れされば実に意外の幸福を得たり果して其伝告者の言の如く翌翌日ハ軽役に繰り換へ呉れて其より出獄まではマツチの箱の元結を振り居たれば差したる身体に労苦もなかりし¹⁶

白井は「二日間内役に服し又二日間外役に服せしが」と述べているが、この内役は、当時は雨天時に外役は行っていないことと関連した、外役の代替としての内役であったと考えられる。内役であっても当初は強役であったため、白井には負担は重かったが、同囚達の厚意によって負担を軽減してもらっていた。また、八日目からは強役か

ら軽役であるマッチ箱の元結を擦る作業に変えてもらっている。懲役作業の変更については役付囚人である伝告者の裁量によるものであり、白井の場合は監獄内における態度が伝告者に好印象を与えたことから作業の軽減が行われた。しかしながら行刑の現場において伝告者の裁量が広いことは、場合によっては伝告者の個人的な感情や外部からの差し入れなどによる待遇差などを生ぜしめる危険性が存在していたことが考えられる。

(四) 「牢獄土産」④ 白井による監獄の状況説明

余は前既に余が実地服役せし所の実況を記載したれば之れより既決檻獄署の位置より懲役場の模様等を概略報導すべし未決檻の位置体裁等は嘗て記し置きたるか其れより柵を隔て、南に既決檻あり此檻は旧尾張藩の米稟を其儘獄に直せし者なれば大小等ハ同一ならされども棟数総て七所其房数ハ二十六あり其内重罪檻あり軽罪檻あり幼年檻ありて各區別あれども就役は軽重の別なく年数者として一年以上の犯罪者は多く檻獄署邸内の役場にて其れく役に就かしめ日数者として百日以下の犯罪者は概ね外役に服すと云ふ思ふに外役に出る者には鎖鎖を穿たしむれども此鎖鎖至て手弱き者にて若し石にても之れを打たば錠は直ちに開き自在に逃亡することを得べきを以て其憂ある重罪人には外役に出さしめざるよし左れども確と逃亡の憂なき見込ある者は往々外役に就かしむることあれども至て稀れなり⁷⁰⁾

監獄体験を一通り述べた後、白井は名古屋監獄の説明に入る。明治十年代は全国的に幕藩時代の牢屋の転用から、獄舎の新築が行われる移行期である。名古屋監獄においては尾張藩の米蔵を監獄に転用したことから、建物に統一感はないものの、二十六の監房が七棟の建物に置かれていた。監獄は重罪檻、軽罪檻、幼年檻の区別はあったが、懲役の場においては刑の種類や年齢による区別はなく、ただ刑期が一年以上の者は内役に、百日以下の者は外役に大まかに分類されていた。この分類に従えば、白井の刑期は「重禁錮一月」であることから、当初白井に外役が課せられたことは妥当である。また、外役に出る時に付される鎖鎖は強固なものではなく外役中に逃亡することは可能であることから、逃亡の恐れがある重罪人は外役を課さず、その恐れのない重罪人のみ外役を課していたが、稀であったと白井は述べている。

内役とても役場は種々ありて木挽区箱張区元結区櫛製造区綿打区米搗区漆区織区綿実区藁区等あり一区大凡二三十名乃至百四五十名にて一日の課程は大略制限あれとも外役の如く綿実は八十貫挽くとか小麦は一斗八升挽くとか云ふ様なる規定はなくて唯時間を以て定めし迄なり内役は外役の如く苛酷なる振舞は少なけれども握拳を頂戴する者位は日としてなきはなし又温和徳実にして且つ役に勉励する者には賞表とて藍色の絹布にて長さ三寸幅二寸程の片帛を着類の右袖に附くるなり去る頃東京の諸新聞には賞表を受けし者を珍らしき様に言ひなし我国にて其れく数名が初めて此賞表を受けし如く記しありたれども現に余が目撃せし所にて

名古屋監獄署内の囚徒にして此賞表を二個も受けし者十名許り一
個受けし者は二冊名もありたり斯る別社会のことも兎耳も操觚者
も容易に聞き得へからざるより事珍らしくものせられしなれとも
去ることに非らず又当監獄署の囚人は概して柔和なる者多ければ
此賞表に預る者も亦多かるへし思ふに其然る所以の者は之を制御
する典獄以下看守押丁の其人を得て囚人にヒガミ根生を発せしめ
させざるに由ならん乎¹⁸

内役については、白井が既決監に到着した日に連れて行かれた藁工
場、そして収容後半に従事していたマツチ箱の元結を擦る作業（「元
結」の他に、「木挽」「箱張」「櫛製造」「綿打」「米搗」「漆」「織」「綿
実」といった各種作業が行われていた。これに関しては、明治十三年
に愛知県は内務省に対して監獄署内の工役場新築につき伺い出て許可
されていることから、白井が投獄された時点では新築されてまだ間も
ない工役場での内役であったことが推測される。外役とは異なり内役
は一日の作業量ではなく作業時間が定められており、監督者からの暴
行は外役よりは少ないものの握拳程度は行われていた模様である。他
方、改正監獄則により作業に勤勉であるなどの模範囚に対しては藍色
の絹布を右袖に付けるといふ賞表が導入されており、白井も該当者を
目にしてはいるが、その者の数が多いことから、導入当初、東京の新聞
がこの賞表を受けた事例を珍しく取り上げていたことに対して、単に
新聞記者は監獄内のことを実際に知らないことから珍しく取り上げた
のではないかと推測している。また、賞表は、それを受けた模範囚を

見て他の囚人も模範囚となるべく精進させることを目的としたもので
あるが、白井は、実際には「囚人にヒガミ根生を発せしめさせざる」
問題があるのではないかと指摘している。なお、同伺中、「既ニ当県已

決ノ罪囚即今六百有余名ニ増蕘候処内役ニ服従センコトヲ望候者不少
然ルニ工役場狭隘ナルヲ以不得止外役ニ服サシムルニ兩日等ニ際シ候
テハ最之レヲ容ル、ノ場所無之ヲ以各工役場軒下毎ニ雑居セシメ索綯
草鞋等ヲ製造セシムルモ其軒下タモ狭隘ニシテ目今使役方ニ差支候折
柄此上罪囚増蕘スレハ自然休役ノ場ニモ立至ルヘクト頗ル困難相極候
ニ付工役場増築相成度且亦木挽業ノ儀ハ其業尤熟シ易ク随テ雇工錢モ
亦他ノ工業ニ比スレハ稍右ニ出テ又役囚ニ於テ該業熟達スレハ満期放
免ノ上生活ノ目途可相立見込ニ付多クハ此業ニ勧誘シ一層囚徒ヲ良業
ニ就カシメ併テ工業ノ盛大ナランコトヲ欲スル際ニ付更ニ工業場二棟
新築相成候様致度²⁰」という文言からは、①既決監には当時六百名以上
を収容していたこと、②希望が十分に聞き入れられたかどうかについ
ては判然としないが、囚人が内役を希望することは可能であったこと、
③雨天時には外役は行っていなかった模様であり、その場合は内役に
振り替えていたが、場所に限界があったこと、④内役の中でも木挽作
業は習得がしやすく工錢も他の作業と比べて多少良いことから、監獄
を出た後に生活の目途がつかうのではないかと考えられていたことが判
明する。また、新築の許可を得るための方便に用いられた可能性は否
定できないものの、「囚徒ヲ良業ニ就カシメ併テ工業ノ盛大ナランコ
トヲ」と述べていることから、監獄の役割として、単に対象者を社
会から隔離する場としてだけでなく、再犯防止に向けての処遇を行

う場であるという認識が生じていることが判明する。

囚徒は概して能く役労に服従すれ共殊に日数者乃外役人は能く役に勉強す其故如何にと考ふるに日数者の中にも年数者打混り居ることなれば此年数者は新入なる日数者をコキ使ひ自身に楽をせんとするよりは非代謝の早き日数者は非常に勉強せざるを得ざるなり而して其備役賃金は通常の日傭人賃金よりは二割安なりと聞く此備役賃も百日以下の分ハ悉く官に納_られども百日以上の軽罪人は備役賃の二割重罪人は一割を私役として自身に貰ひ受くることを得尤も此私益金は官にて預り置かれ満期放免の日に下渡さる、筈なれども此私役金を以て月に一回買入物を許_らざる、なり余が在獄中は買入物とてあらざりしが出獄の日に至り愈々買入物の入るとて其前日杯は囚徒の之を渴望するの余り狂奔して其来るを待ち居たり素より鉄窓に繋がれて牛馬に等しき粗食を喰ひ勞役に駆逐せらるゝの徒なれば其狂奔するも誠に無理ならぬことなり又手傭役の賃金に至りてハ数等に別れ居れども木挽職杯は一日に廿五錢位の役賃を挙るものもあり其他の役に於てハ廿錢乃至三四錢迄を通常とす又婦人ハ如何なる役に服するかを探らんとせしに女檻は未決檻の西方にありて別に区画しあれば往復の便は素より出来ざることゆへ委しく其事情を知るに由なければども八百余名の囚徒か服する四時の衣服ハ矢張り同囚なる男子が八九十名にて日々断へず織ることゆへ之を衣服に仕立るは思ふに女囚徒が為すならん左すれば女囚数十名の役は裁縫にて年中隙なかるべし²²

続いて白井は勞役の状況、「私役金」の使い道、そして女監の様子について彼が見聞きしたことに推測を加えて説明を行っている。勞役については、基本的に短期刑の者と外役に従事する者の方がよく働く者が多かった様子だが、これ点については、監獄に長期滞在している者が、自分が楽をするために新入りである短期刑者を酷使していることをその理由として挙げている。外役などに対する「傭役賃」については、百日以下の刑期の者の分は官に納められたが、それ以上の刑期の者については、軽罪人は「傭役賃」の軽罪人は二割、重罪人は一割を「私役金」として監獄を出る時に受け取ることができた他、月に一度許される買入物に使用することができたが、これは改正監獄則第五十一条及び第五十五条によって規定されている通りである²³。また、「傭役賃」については作業内容によって得ることができる金銭が異なり、木挽作業によって得られる金銭が少しばかり多かったことを白井は指摘しているが、これは先に紹介した工場新築理由を裏付けるものであると考えられる。監獄内は後の時代と比べると分別化が進んではいないものの、女監はそれ以外の監獄とは区画を別にしていたため、その内情について白井が見聞きすることは不可能であった。しかしながら、当時、八百名近い者が監獄に収容されており、支給される服の布地を織る作業に従事していた男性の囚人たちがいたことから、おそらくは女性の囚人たちの懲役は裁縫作業であろうと推測している。

又女檻の東未決檻の北に方懲治檻あり該檻ハ犯罪者を入る、所にあらざれば爰に其景況を附記するも一寸不適當の如くなれ共同

じ檻獄署内に在りて就役も敢て懲役人と異なるなければ聊か爰に其一班を記すべし抑も該檻ハ無籍人若くハ無頼の輩を懲治して本善の人たらしむる所にして当時檻に居る者凡四五十名にして其内八九名ハ小童なり余此の檻に在る者の人となりを見しに大人ハ孰れも身体羸弱にして独立以て糊口する能ざる無籍者のみなれば此檻■居て官の衣を着官の食（麦飯）を喰ふを恥とせざる者の如し此等の徒も若し引受人ありて附籍するか若くハ自ら労働して金五円を貯蓄するあれば此苦界を出て天晴日本の良民たるべきに惜むべし又幼年輩ハ午前ハ軽役に服し午後ハ読書習字等を学ばしむる由なれども却て此訓陶よりも悪業の修業が数歩を進むと云ふ悲むべきことなり²⁸⁴

懲治監は、旧刑法第七十九条、八十条、八十二条に規定された、犯行当時満八歳以上十二歳未満の者もしくは満十二歳以上十六歳未満の者、あるいは犯罪を行った瘖啞者罪を収容する施設であるが、白井の言葉によれば「無籍人若くハ無頼の輩」である、犯罪者とは異なる者も収容されていた。すなわちこれは、改正監獄則第十八条に規定された「放恣不良ノ者」及び同第十九条第二項「尊属親ノ請願ニ由テ懲治場ニ入タル者」であると考えられる。白井が見た四五十名中、何人が犯罪を行った者であるかは知ることはできないが、いわゆる「無籍人若くハ無頼の輩」に対しては懲治監においても無気力である様子を白井は指摘している。また、幼年者に対しては改正監獄則の規定通りに午前是比较的軽めの労働に従事させ、午後は読書習字などの勉学を行

わせている様子を記しながらも、そのような幼年者への配慮が行われているにも関わらず、実際には「訓陶」よりも悪業の修業を積んでい

るのではないかという指摘を行っている。前者の指摘に対しては、犯罪を行ったことに起因するのではない者を懲治監に収容することの実効性への疑念を、後者に対しては、明治二十年代に活発になる監獄改良に関する言説でよく用いられるようになる幼年者にとつての監獄が、その理念とは裏腹に「犯罪の学校」であったという事実を示す一例であると考えられる。

懲治檻の西に方り未決檻の病檻及び疥癬檻あり又既決檻の南に当りて既決檻の病檻及び疥癬檻のみあり此疥癬檻■常に繁昌して患者七八十名より減せずと聞く又内部の疾病外部の患者ハ其割に尠きよしなるが斯く多人数の役徒にして斯く患者少きハ或ひハ麦飯の消化し易く労働の体に可なるが為めか（余にハ爾ながら不適当）或ひハ病檻費に定額あるより少しの疾病にてハ入檻を許るさざる由²⁸⁵なるか

当時の名古屋監獄署に存在したその他の建物として、白井は病監について述べている。病監は、一般的な病監と疥癬監があり、白井は、疥癬監の患者は七八十名未満になることはなかったと述べているが、その数は収容者の一割強にあたり、疥癬監に収容されない程度の疥癬患者を加えると、名古屋監獄署において皮膚病を患う者は少なからず存在していたことが推測されるが、このことは当時の日本において疥

癪が広まっていたのか、あるいは監獄内の衛生状態によって感染が広がったのかは定かではない。疥癬以外の傷病者を対象とする病監にはそれほど多くの人がいなかったことについては、白井は、その理由として監獄内で提供される食事および徴役が健康面で良い効果を及ぼしているのか、あるいは病監の予算との関係から多少の疾病では病監への入監が許可されなかったためかと推測しているが、白井が所定の手続きを踏んで医師の診察を希望した際に拒否された事例から考えたと、おそらくは後者、すなわち、多少の体調不良等では入監が許可されなかったためであると考えられる。

何ハ兎もあれ檻獄則改正以来未決囚徒ハ彼の米飯か麦飯となりしより大に食物の消化を速ならしめ病者を減少したりと云ふ又た既決囚徒ハ檻獄則改正の不平を擁く者あれども余か考へてはこの改正こそ一般囚徒の爲めにハ幸福と云ふべし何となれば成程四五年前までハ飯ハ米の飯にて役場には火氣もあり又た金さへあれば酒も肴も自由に買入る、ことを許されたれば彼処にも三升樽此処にも五升樽とて酒樽等も各所に散在し亦た祭日や年首等にハ五円も十円も買物して寛かに新年を迎へ或ひハ土俵を造りて角力を取り或ハ俄狂言を爲すもありて佳なりの快樂を得し者なるが今ハ檻獄則の爲めに制せられて斯る遊興の出来ざるより大に不平を抱く者ありと聞きしが又た其内情を訪へば之れとても終身とか十年とか云ふ重罪の者のみ都合よくして其他の者ハ爲めに却て大なる迷惑を蒙りしと云ふ加之以前ハ看守押丁等も少なきより囚徒のこと

ハ其総頭に任せしより若し同囚内にて下駄を遣へし者ハ寒暑の別なく三十日間跣足にて歩行せしめ科に抛りて手足を束ね梁に釣り上げ毆打する事もあり又た悪まれし者若くは犯則者は裸体にならしめ脊上に藁にて造りたる鞍を乗せ其上に箆を樹て頭をば半は剃りて墨を丸く塗り而して庭内を匍匐せしめし等のこともありしか云へと今は看守押丁も常に附添ひ居らるゝことなれば同囚の懲罰としては出来ず斯る悪弊のあらざるは実に結構のことなり之れ一に檻獄則改正の効と云ふべし⁸⁸

「牢獄土産」も終盤になって、白井は自らの獄中体験を踏まえながら、改正監獄則および当該監獄則の名古屋監獄署における施行状況の総括を試みている。監獄で提供される食事に關しては、先に条文を掲げた様に、改正監獄則以降は米と麦の混ざったものが出されるようになった。これに対してはそれまで獄中で好き勝手の行動をとることが黙認されており、外から食事を取り寄せていた者にとっては不満の対象となつた様である。この他、改正監獄則以前の状況については、終身あるいは懲役十年といった重罪の者が獄中で幅を利かしていたこと、職員の人手不足から監房の管理については囚人に任せざるをえない状況にあつて私刑が横行していたことなどを指摘し、後者に関連して改正監獄則後に看守押丁が常置されるようになったことを高く評価している。

監獄則ハ粗ば整備して敢て恨むる所なければども唯望むらくハ時勢

漸く迫りて操觚者の続々罪辟に罹る者尠なからざるが此等の徒ハ悪意悪心あるにあらずして社会の安寧人民の幸福を希ふの熱情漏れて不知不識国法を犯せしものなれば此等の徒を懲戒せしむるに労役を以てするも精神ハ容易に変すべき者に非らざれば特に操觚者を待つにハ常事犯罪人と區別せられんことこそ願はしけれ若し左なくは体力と職業とを察し軽役に服せしむるこそ立法の真意に幾かあらん乎余ハ其他別に言ふべきことなし或ハ獄則の善なるに抛て然るかと思はる、ハ看守押丁の役徒に親切なると夜中ハ絶へず獄舎の外を巡廻せられ寒威をも恐れられざるハ実に感ずるに余りあり然れども斯く獄則の嚴にして看守押丁の監督せらるゝにも係らず或ひハ飲酒し或ひハ吹煙して罰則に触れ暗室へ入れらるるもあり減食を命ぜらるゝもあるハ多数の囚人中止むを得ざるならんが又た重罪檻にハ往々金子及び火器等のあるあれば看守押丁ハ臨時に房中へ入りて探索せらるゝと或ひハ枕紙の中より紙幣の出づるあり或ひハ蒲団の綿に貨幣の隠し在ることもある由なるが毎度も其穿鑿になると誰れとて其所有主なきが之れハ獄則において禁したる所なれば若し其所有主が知るれば金ハ官に没収せられ身ハ獄則に照し罰せらるるに抛るならん其他猶ほ記すべきことなきに非らざれども或ひハ明言するに忍びざる内情も多ければ此等ハ略しぬ²⁸⁾

監獄則が整備されてきたことについては歓迎の意を示しながらも、白井は、自身を含むジャーナリストが筆禍に巻き込まれている状況に

対して、官吏侮辱罪を犯したとされ懲役を科されても、精神は容易に変わらないため懲役刑が本当にふさわしいのか疑問を抱くとともに懲役刑を科す場合であっても体力や職業を考慮して比較的軽い作業を与えるべきではないかという希望を述べている。また看守押丁といった監獄職員が職務熱心であったことにも肯定的な評価を下しているが、他方において、規則を整備したとしても、監獄内においてはおも飲酒や喫煙、あるいは金銭などを外から持ち込む者が存在していたことなど、規則と実態の乖離を指摘しており、改正監獄則に基づく監獄行が、現場においては依然として徹底していなかったことが推測できる。

(五) 「牢獄土産」⑤ 出獄

又今年も烏兎将さに迫りたれば社務も随て繁雜なれば旁々以て省筆して爰に出獄の当日余が此の自由の天地に徻々するの欣喜なる情を述べ以て閣筆せん夫れ余が禁錮ハ元と一ヶ月にして十月廿一日に宣告せられたれば十一月廿日は則ち出獄の日なり此日も矢張り常の如く役に就き居ると頓て午前十時半とも思ふ頃押丁来りて余を誘ひ白洲に到る副典獄臨て満期放免の言渡を為せり依て余ハ諸衣を脱して白衣を服し檻獄署の控所に至れば社員渡部、村手、長野の三君余を迎へらる余ハ諸君と相見て歓情溢れ始んど落涙せんとして右の諸君ハ余を誘ひ檻獄署の門を出て某氏の家に就きて休憩せらる爰にハ社員鈴木、石黒の両君も出迎へて余が無事に

出獄せしを賀せらるゝ、暫くする内下婢湯を盥にして余に手先を洗

ハしむ沐浴して席に着けば友人村松愛蔵祖父江道雄小山賢宜の諸君及び渋谷良平氏の令息某君も亦来訪せられて余が無事を賀せらる余ハ右の諸君と共に腕車に乗じて帰社すれば社員諸君ハ盛宴を張りて祝せられぬ³⁰⁾

白井が刑期を終えて出獄した日は十一月二十日である。午前十時半頃³⁰⁾、作業中の白井を押丁が呼び、副典獄が満期放免の言い渡しを行ったことを以て白井の刑期は終了し、監獄から貸与された服から自分の服へ着替えた白井は、監獄署の控室で愛知新聞の社員三名に迎えられた。当時名古屋監獄署には八百名近い収容者がいたことを考えると、白井と同じ日に刑期を終える者が他にもいたのではないかと思われるが、この日は白井だけであったのか、あるいは満期放免の手続きは個別に行われたのかは不明である。その後、知人宅で休憩を取った後、無事に出獄したことを祝いに来る友人たちの腕車で新聞社に戻り、社員が準備してくれた宴会を楽しんだ。当時の新聞等に対する言論弾圧の状況を考えると白井が再び同様の行為を行う可能性はあったが、その後、白井は政府批判を自社の新聞紙上で行うことを控えるようになったのか、その後数年間分の愛知新聞を確認した限りにおいては、同様の事件が再発したことはなかった様である。

五、おわりに — 明治初期監獄行政における試行錯誤と 明治二十二年改正監獄則への影響 —

以上、明治十五年に「愛知新聞」へ掲載された白井菊也「牢獄土産」を主たる手がかりとして、同年の名古屋監獄署における行刑状況を確認した。勿論、白井が名古屋監獄署に居たのは一ヶ月だけであり、また、監獄の専門家でなければ、視察という形で監獄を観察したわけではなく、単に一人の囚人として見聞き考えたことを、ジャーナリストとして多くの人に伝えるべく記されたものであることを考慮すれば、そこにはいくつかの齟齬や誇張表現があることを否定することはできない。他方において、それまで報道という形でのみ、つまりは第三者として監獄に関する記事を記してきた者が、実際に受刑者として監獄に送り込まれた時、そこには報道してきた通り、あるいはそれとは異なる監獄の実態に遭遇し、白井の目には新鮮に映ったことであろうことも推測することができる。

さて、明治十三年刑法・治罪法に対応して制定された改正監獄則は、明治五年監獄則、明治八年「囚人給与規則」を改訂した明治十四年「在監人給与規則」「在監人傭工銭規則」とを合わせたものである。改正監獄則の特徴としては、①刑法と治罪法との関連性においては行刑の実質的法律化と仮出獄制度の導入、②監獄運営管理体制の構築に関しては、管理運営上の制限として、外部交通である信書と接見に関する規定が取り入れられたことおよび保安上の要請に基づく規律維持の法定

としての囚人を制圧する用具および懲罰要件の明確化、③行刑処遇の充実に関しては、処遇の整備としての分類拘禁や閲読書籍の法定、保護事業の整備が挙げられる。³³ 改正監獄則は財政上の問題から、監獄行政に関して前近代の状況を克服する理念を掲げながらも、部分的な施行に留まった明治五年監獄則とは異なり、監獄行政の全国的な統一と監獄管理体制の改善をもたらすものとして制定されたが、明治五年監獄則同様の財政問題、そして白井が名古屋監獄署に八百名あまりの囚人がいると述べたような在監者増加問題³⁴があり、改正監獄則に基づく監獄運営の改善は期待された通りに順調に進むことはなかった。また、財政問題および在監者増加問題以外にも、明治三年に、前近代の弊害を克服する目的で、牢名主・役付囚人の慣習を廃止して、それに代わるものとして監獄職員の充実を試みたにもかかわらず、改正監獄則第二十九条において、前近代的な役付囚である伝告者（官吏の命令を在監者に伝える役）および誘工者（工場において服役者に作業を進める者）を復活させたことに見られる様に、改正監獄則自体が、欧米近代監獄制度を導入することによって前近代における弊害を克服した近代監獄制度の確立を目指しながらも、当時の監獄内の実態に合致しておらず、かつ監獄運営上便利であることから、やむを得ず克服すべき前近代の制度を採り入れざるを得なかったという問題を内在させたものであり、その結果、明治十年代の監獄の現場は、近代化への改革を求められながらも、目の前に存在している問題の解決や矛盾の解消に苦心しつづけることになった。

なお、白井の出所後も、愛知新聞は名古屋監獄署に関する記事を掲

載しているが、比較的時期に近い記事は次の通りである。①「名古屋監獄署に居る囚人ハ一層取締を嚴重になし兇暴者ハ暗室へ移しては行為を懲戒せらるゝに付今度暗室を増建する評議中なり」、②「今度当区梅川長栄寺に設けたる曹洞宗中院より名古屋監獄署の囚徒へ説教を為し聴せることに決し既に頃日の大祭被が初日にて説教をせられしと云ふ」、③「頃日のことなるとか三州岡崎の未決檻を打破り囚徒数人脱走せしを速くも係員が見認め直に逮捕せられて厳しく取締べられたるに囚徒に押丁がなれ合ひ深く計謀せしことの判然したるに付近日当名古屋監獄署へ護送になると云ふ」。³⁵ ①は名古屋監獄署の治安維持の目的で違反者に対する暗室を増築することが検討されていること、②は改正監獄則に規定された教誨を僧侶が行ったこと、③は岡崎の未決監で監獄職員である押丁と囚人が共謀して囚人が逃走したが取り押さえられて名古屋監獄署へ移送される予定であることを紹介した記事である。断片的ではあるが、以上の記事からは、名古屋監獄署が改正監獄則に合致した監獄体制を確立しようとしながらも、脱走者や規律違反者などへの対応に苦心していた様をうかがうことができる。この後、改正監獄則は、日本帝国憲法の制定を理由とする、伝口者・誘工者などの役付囚の廃止・刑余別房留置および請願懲治の廃止・刑事被告人ら監房別異の強化・作業給与工銭の倍加と労働の強化・絶信の懲罰廃止を主たる改正事項とする明治二十二年改正監獄則、不平等条約解消を理由とする明治三十二年改正監獄則を経て、現行刑法の制定に伴う明治四十一年監獄法制定に至るが、監獄法に到達するまでの明治期監獄行政は、なおも理念と実態との間で揺れ動くことになる。

注

- (1) 「愛知新聞」 明治十五年十二月六日
- (2) 「愛知新聞」 明治十五年十二月六日
- (3) 明治十四年改正監獄則第四十二条。但し、同条後半は、十二歳以上十六歳未満の者、満六十歳以上の者、病弱者等に対しては、それ以外の者とは別に、体力に応じた作業が与えられる事を規定している。
- (4) 「愛知新聞」 明治十五年十二月六日
- (5) 重松一義『近代監獄則の推移と解説』北樹出版、一九七九年、二七四頁。
- (6) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十日
- (7) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十三日
- (8) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十三日
- (9) 明治五年監獄則緒言
- (10) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十三日
- (11) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十四日
- (12) 改正監獄則第七十二条
- (13) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十四日
- (14) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十五日
- (15) 改正監獄則第七十五条
- (16) 「愛知新聞」 明治十五年十二月十六日
- (17) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十日
- (18) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十日
- (19) 工役場新築費は金六百八拾六円七拾弍銭八厘であり、明治十二年度府県営繕費より支払われた。
- (20) 但し、改正監獄九十七条には「賞譽セシ者ニハ賞譽セン毎ニ之ヲ表スル為メ獄衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ方ニ寸曲尺ノ浅葱色ノ布ヲ縫着スヘシ」と有り、藍色と表現した白井の表現とは齟齬が生じている。
- (21) 「愛知県監獄署内工役場新築」明治十三年一月十九日（『太政類典』第四編第

六〇巻、国立公文書館所蔵

- (22) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十一日
- (23) 第五十一条 定役ニ服スル囚徒現役一百日ヲ経レハ始テ各自ノ工錢ヲ料定シ之ヲ十分シテ其一分ヲ与ヘ余分ハ之ヲ監署ニ収ム 定役ニ服セサル囚徒及ヒ未決者ニシテ作業スル者ノ工錢八十分シテ其三分ヲ監署ニ収メ其七分ヲ与フ定役ニ服スル囚徒ニシテ当日ノ料程ヲ畢テ仍ホ作業スル者料程外ノ工錢ハ之ニ準ス」第五十五条「監署ニ領置ノ工錢ハ本人ノ請ニ由リ親屬ニ贈与スルヲ許シ又ハ書籍其他必要ノ物品及ヒ第六十九条ニ從ヒ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得」
- (24) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十一日
- (25) 第七十九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得
- 第八十条 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得
- 二 若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス
- 第八十二条 瘡唾者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得
- (26) 改正監獄第九十四条「懲治人ニハ毎日三四時間読書習字算術度量圖書等ノ科目中ニ就キ之ヲ教フヘキモノトス 学科ハ懲治場ノ教場ニ於テ之ヲ研究セシメ其学業ノ進歩ヲ表スル為メ就学ノ年月卒業ノ科目学業ノ優劣及ヒ行状ノ良否氏名年齢等ヲ簿冊ニ記載シ巡閱官吏ノ檢閲ニ供シ又ハ其尊屬親ニ示スコトアルヘシ」
- (27) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十三日
- (28) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十三日
- (29) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十四日
- (30) 「愛知新聞」 明治十五年十二月二十四日

(31) 改正監獄則第三十一条「刑期満限ノ者ヲ解放スルハ満期ノ翌日午前十時ヲ過クヘカラス」の規定に従い、十時を過ぎた十時半に押丁が白井を呼びに来たものと考えられる。なお、明治四十一年監獄法では「翌午後六時マテニ之ヲ釈放ス」となっている。

(32) 姫島瑞穂『明治監獄法成立史の研究』（成文堂、二〇一一年）、七六頁以下。

(33) 在監者増加問題の原因として、姫島氏は、①不況による生活困窮者の増加、②長期受刑者の激増、③刑法・治罪法の制定と司法警察優位の姿勢による犯罪検挙実数の急増、④賭博犯処分規則施行による刑罰の強化、⑤高揚しつつあった自由民権運動に付随する政治犯の収監を挙げている。この中で白井の「牢獄土産」の時期においては、④は該当しないが、白井自らも官僚批判によって投獄されていることから、⑤に関連して在監者増加の一原因に該当するものと考えられる。（前掲姫島九二・九三頁）。

(34) 「愛知新聞」明治十六年二月二十日

(35) 「愛知新聞」明治十六年二月二十五日

(36) 「愛知新聞」明治十六年二月二十八日

(37) 重松一義『日本獄制史の研究』（吉川公文館、二〇〇五年）三七二頁。

本論文執筆に際して、特に資料収集および活字化作業に関しては、愛知県史編纂室（近代 政治行政）のスタッフおよび協力員の協力を得た。末尾ではあるがここに謝意を示したい。